

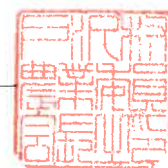
戸農委告示第5号

下限面積（別段の面積）の設定について

農地法（昭和27年法律第229）第3条第2項第5号の規定に基づき、戸沢村農業委員会が定める別段の面積を下記のとおり定める。

令和4年3月25日

戸沢村農業委員会会長 松坂雄



設定区域	別段の面積
戸沢村内全域	10アール

この公示は、令和4年4月1日から施行する。